

事務連絡  
令和4年9月14日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の  
薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」（販売名：ラゲブリオ®カプセル200mg。以下「本剤」という。）について、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、本剤を配分してきたところですが、今般、本剤が薬価収載され、薬価収載品としての本剤（以下「一般流通品」という。）の一般流通が9月16日より開始されることとなったことから、今後の本剤の配分等に関する取扱いが、9月8日付け事務連絡<sup>(※1)</sup>により示されました。

併せて、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設（以下「介護老人保険施設等」という。）に入所している患者における、本剤に係る薬剤費の算定に関する診療報酬上の臨時的な取扱いが、9月13日付け事務連絡<sup>(※2)</sup>により示されました。

つきましては、これらの事務連絡を踏まえ、今後の本剤の介護老人保健施設等での活用等に係る留意点について、下記の通り整理してお示ししますので、御了知の上、貴管下の関係施設等に対して、周知をお願いします。

（※1）「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その2）（周知）」（令和4年9月8日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部他連名事務連絡）（別添1）

（※2）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その75）」（令和4年9月13日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）（別添2）

記

○ 9月8日付け事務連絡で示されているとおり、「ラゲブリオ登録センター」を通じた現在の方法による、国が購入した本剤の配分については、9月15日（木）15時までに配

分依頼がされた分の配送をもって終了します。9月16日以降は、通常の医薬品と同様、卸売販売業者を通じての購入となります。

詳細は、9月8日付け事務連絡を御参照ください。

○ 9月16日以降の介護老人保健施設等の入所者への本剤の投与については、引き続き、医療機関の往診等により対応いただくことが可能です。一般流通品を介護老人保健施設等の入所者に投与した場合の本剤に係る薬剤費については、9月13日付け事務連絡において診療報酬上の臨時的取扱いが示され、保険医療機関が投与し当該事務連絡が適用となる場合に、当該保険医療機関において診療報酬にて算定可能です。その際の自己負担分については公費負担の対象となります。

なお、介護老人保健施設等が卸売販売業者から購入して対応いただくことも可能ですが、保険医療機関ではない介護老人保健施設等が購入して投与する場合は、通常の医薬品と同様、診療報酬による算定はできないので、御留意ください。

以上